

第134号

平成24年 11月 1 日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホッコク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

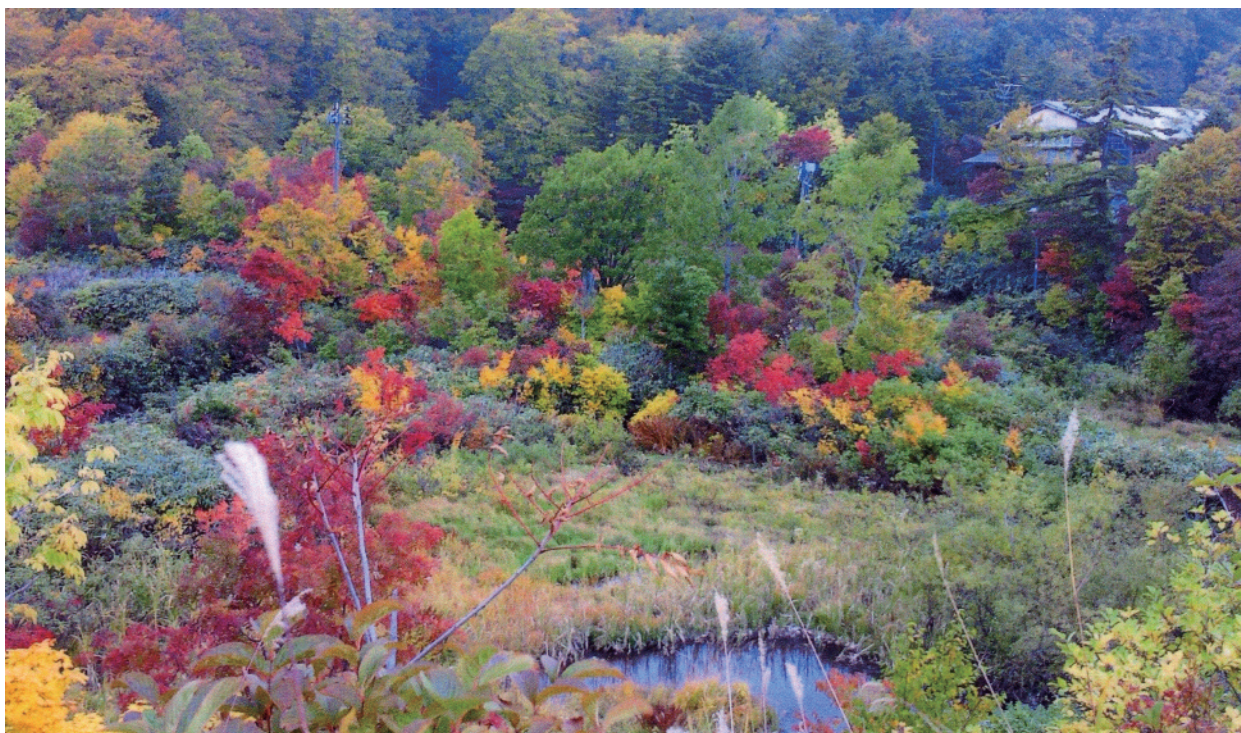
發行人 支部長 藤 山 清 春

編集人 広報部長 高橋美津子

印刷 (株) 税 経



東京税理士会日本橋支部会報



八幡平（浅見達雄会員提供）

税界放談

税界放談

税と社会保障の一体改革は、消費税の増税法案が成立して社会保障関係の抜本的な改正は先送りされた。

消費税法は、複数税率か給付付き税額扣除の制度か、これから先、議論を重ねることになるであろうが、どのような施策を採るにしても低所得者に対する配慮は忘れてはならないものと考える。

給付付き税額扣除の制度については、給付の基準を所得に求めることにより受給者の所得を正確にしなければならず、その為に税と社会保障の個人情報を一元化する共通番号制度を導入する方向で進んでいるようだ。

共通番号制度は、国民の情報管理が強化される方向と見られる向きがあり、プライバシー保護の観点から問題を提起する者が多い。

税制によって国が一定の者に給付する仕組み（給付付き税額扣除）を導入することもすることながら、何か違和感がある。

消費税法は、当初導入に際して多くの特例を作った。税率の引上げをする機会に基本に立ち返り、各種特例を整理するとともに外税表示によるインボイス方式にしたら転嫁もスムーズにでき、透明性が確保できるのではないかと考える。

目次

- | | | | | |
|------------------|-----------------------------|-------|--------------------|--------|
| ・支部長挨拶 | 藤山 清春 | ・・・ 2 | ・特別企画「AZセミナー参加者対談」 | ・・・ 13 |
| ・日本橋税務署長挨拶 | 神宮司 元 | ・・・ 3 | ・各部だより | ・・・ 17 |
| ・研究論文「株式関連報酬の税制」 | 濱川 久子 | ・・・ 4 | ・日本橋税務署からのお知らせ | ・・・ 20 |
| ・随 筆 | 味水律夫、今井儀徳、畑芳広、
小林裕子、渡邊素子 | ・・・ 8 | ・支部会員異動のお知らせ | ・・・ 21 |
| | | | ・中央都税事務所からのお知らせ | ・・・ 24 |



支部長からのお知らせ

支部長 ふじ やま きよ はる 藤山清春

厳しかった残暑も9月下旬頃から涼しくなり、すっかり秋らしくなりました。会員の皆様には、十分に夏休みを取られたことと思います。

6月の定期総会も無事終了し、会務運営は、2年目に入った役員各位のご協力を得て、順調に推移しています。

役員選挙について

本年は、役員選挙の年です。12月には東京会及び各支部の役員選挙が行われます。選挙に関する詳細につきましては、別途お知らせいたします。

先の定期総会におきまして、支部長被選任者の就任前支部業務への参画（支部規則）及び支部役員選挙管理委員の委嘱等（支部役員選挙規則）の一部改正が承認されました。

会員各位におかれましては、是非、会務運営に参画し、より良い東京会及び日本橋支部にしたいと思っています。

なお、立候補者数が定数を超えた場合には、支部事務局が投票会場になります。

選挙管理委員をはじめ、投票日等にお手伝いをお願いする会員の方にはご苦勞をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

新ICカードの取得（更新）について

日税連が発行しているICカードの取得（更新）手続きは完了しましたでしょうか。

同連合会では、発行事務が遅延しているようですが、新ICカードを取得されましたら、失効しないように手続きをしてください。

当支部では、急遽、7月下旬から8月上旬にかけて、延べ9回の「新ICカードの取得（更新）に関する研修会」を開催し、236名（内支部事務局職員2名）の出席がありました。講師の電子申告推進委員の方大変ご苦勞様でした。

また、9月3日に開催されました第1ブロックの同研修会には、当支部からは13名が出席されまし

た。

郵便局で新ICカードを受領された後の手続きでお困りの方には、支部事務局の職員が対処しますので、遠慮なく支部事務局においでください。

無料税務相談の看板の設置について

当支部では、毎月1回（第2水曜日）に支部事務局において「税の無料相談」を実施しているところですが、利用者が少ないのが現状です。

そこで、この度、日本橋税務署のご協力により、同署に掲示しています当支部の税理士会員名簿の右側下部に同相談についての看板を設置いたしました。税対部の皆様にはご苦勞をおかけしました。

今後は、相談に来られる方が増加するものと期待をしています。税務相談員の方には、ご苦勞をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

支部事務局のデータの保存について

前号の会報で、国際ハッカー集団について触れましたが、9月には、中国各地の反日デモに呼応するように、国内の報道機関や研究機関のウェブサイトが改ざんされる被害が続出しました。

支部会員の事務所で被害にあったという報告はありませんが、データのバックアップ対策はできていますか。

また、近い将来、関東に大震災が発生するといわれ、物理的な損壊も懸念されるところです。

ところで、当支部には、さまざまなデータがありますが、一応データのバックアップの対策は講じていますが、十分ではありません。

そこで、税理士事務所のペーパーレス化に詳しい安田信彦会員のご協力を得て、現状分析をしていただくとともに、今後の方向性についてのご意見をいただきました。

「絶対に安全」という対策は、無いようですが、有事に備え、年内には、より良いバックアップ態勢を構築したいと考えています。



「税を考える週間」に当たって

日本橋税務署長 じん ぐう し はじめ 神宮 司 元

東京税理士会日本橋支部の皆様方には、常日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

毎年11月11日から11月17日までの一週間は、「税を考える週間」として、特にこの期間を中心に様々な広報広聴施策などを実施しています。

今年のテーマも昨年に引き続きまして、「税の役割と税務署の仕事」として、諸施策を行っていく予定です。

この週間中は、バナー広告などを活用して国税庁HPに誘引する広報や関係民間団体等と連携をした各種施策（街頭広報や講演会など）を行います。また「e-Taxの利用促進」に向けた情報を提供していきます。なお、日本橋支部におかれては、タックスフェアの一環として、「無料相談」を開催していただけると聞いております。大変心強く思うとともに、このような施策は、国民各層に税について理解を深めてもらえるチャンスでありますので、ご担当される先生方には、お手数をおかけしお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

さて、「税を考える週間」ですが、平成16年に、税を単に知るだけでなく、より能動的に税の仕組みや目的などを考え、国の基本となる税を理解してもらうために前身の「税を知る週間」から改称されました。

「税を考える週間」ですがその名称はこれまでの背景とともに変わってきました。昭和29年「納税者の声を聞く月間」→昭和31年「納税者の声を聞く旬間」→昭和49年「税を知る週間」→平成16年「税を考える週間」となっております。11月11日から17日の実施期間は昭和49年の「税を知る週間」から実施しています。

余談ですが、税務署で使用している封筒には、「この社会あなたの税がいきている」という標語が印字されています。この標語は昭和54年に募集された「中学校の税の標語」において長官賞を受賞した作品で、平成2年から統一標語として現在

に至っています。

税務署の仕事として、最近はドラマでもあげられるようになってきました。一昔前までは映画の「マルサの女」でしたが、ごく最近は徴収の仕事についてもドラマ化されています。ドラマというと、刑事ものが多いですが、そう考えると、税務署の仕事にも関心が高まっているのかもしれませんが。国税庁HPのWeb - TAX - TVも最近は充実しており、「国税庁の仕事」という項目では、数種類の仕事が配信されております。

ところで、機会あるごとに申し上げておりますe-Taxについてですが、日本橋支部の皆様方には利用推進につきまして、引き続きより一層のご理解とお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。つきましては、税務署幹部が皆様方の事務所に直接お伺いして、利用促進のお願いに伺いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、平成23年度税制改正において、国税通則法等が改正され、調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、税務調査手続について現行の運用の取扱いが法律上明確化されるとともに、不利益処分等に対する理由附記の実施及び記帳義務の拡大といった措置が講じられました。細かい項目については紙面の都合上もありますので、省略させていただきますが、税務調査手続の法定化及び理由附記に係る規定については、平成25年1月に施行することとされております。詳しくは国税庁HPにもパンフレットが掲載されておりますので、ご参照をお願いします。

「税を考える週間」だけではなく、日本橋支部の皆様には何かとご協力をいただいております。これから迎えます年末調整関係からはじまり、個人の確定申告、3月決算法人の申告と、息をつく間もなく流れていきます。引き続き、ご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を心から祈念いたします。



株式関連報酬 (ストック・オプション等)の税制

はま かわ ひさ こ
濱 川 久 子

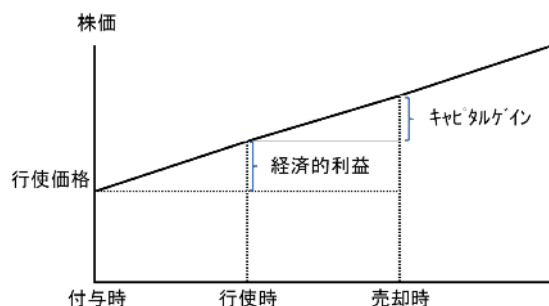
この数年、ストック・オプション等の課税漏れによる脱税事件が新聞に載ることもあり、ストック・オプションという言葉は聞き覚えのある方も多いと思われますが、その法的性格、課税の取扱については、まだなじみのない制度である為、改めてその課税関係を整理し、事例の検討をしてみます。

ストック・オプションは、業績連動型報酬のうち会社の業績指標として自社株の時価を用いる株式関連報酬 (stock compensation) の一形態です。株式関連報酬には、ストック・オプションの他に、仮想株式 (phantom stock)、現物株式 (stock awards) を用いるものがあります。いずれも会社が役員、従業員等に対し、株価変動リスクを負わせることなく、株の値上がり益を得る機会を与える仕組みとなっています。

自社の株価の値上がりが付与されたものの利益に反映されるため、会社の利益と役員、従業員等の利益が一致することになるので、業績向上等のインセンティブを目的として導入されます。

I. スtock・オプション

ストック・オプションとは、会社がその役員、従業員等に報酬として付与するもので、一定期間中に一定の価格で株式を購入することができる権利をいいます。



ストック・オプションを付与された役員、従業員等は、付与日後、対象株式の株価が行使価格を

上回れば、ストック・オプションを行使して対象株式を取得し、当該株式を市場で売却することにより、差益を得ることができます。

もし株価が行使価格を下回る場合は、当該ストック・オプションは行使しないので、付与された役員、従業員等に損はありません。

ストック・オプションは、株価が上昇するほど役員、従業員等が得られる利益も大きくなるため、業績向上等のインセンティブ効果があり、ストック・オプションを付与しても、会社からは現金の流出がないので、ベンチャー企業で優秀な人材を集めるために導入されることが多くみられます。

さらにストック・オプションは、勤務条件や業績達成に関する条件等、条件を付すことができます。

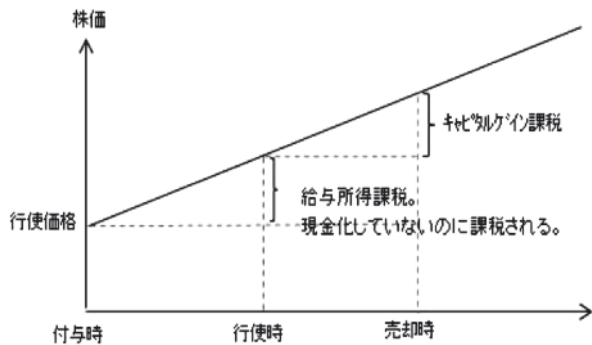
1. 従業員等の課税関係

ストック・オプションは、以下の区分で課税関係が異なります。



(1) 税制非適格ストック・オプション (譲渡制限有)

ストック・オプションは通常、譲渡制限発行が一般的です。無償で付与された譲渡制限がある場合の取扱いについて説明します。譲渡制限のあるストック・オプションを行使した場合には、原則として、権利行使時の時価から権利行使価額を控除した金額を収入金額として給与所得課税されます (所令84条)



権利行使時においては、権利行使した役員、従業員等は株式の取得こそありますが、お金を得る訳ではないにも関わらず税金が課税されてしまうことになり、税額によっては納税が困難になることもあります。

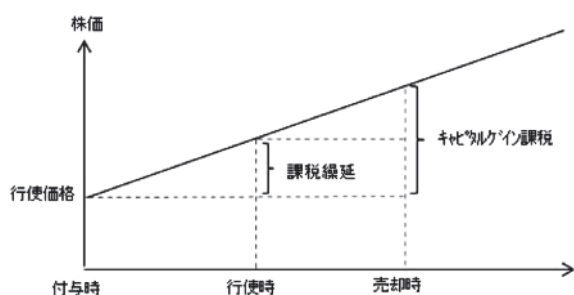
税制非適格ストック・オプションを権利行使した場合、その経済的利益は総合課税となりますが、被付与者によって所得区分は次のようになります。

種類	付与対象者	所得区分
付与対象者に雇用契約等起因して権利付与	自社の取締役、使用人、子会社取締役、使用人	給与所得(注)
付与対象者と業務に関連して、権利付与	融資先や仕入先、顧問弁護士、取引先の取締役	事業所得または雑所得
上記以外	付与対象者の相続人が権利行使	原則として雑所得

(注)主として職務の遂行に関連しない利益が供されている場合は雑所得。退職に起因して権利行使は退職所得

(2) 税制適格ストック・オプション

一定の要件を満たす場合には、権利行使による株式取得に係る経済的利益については所得税を課税しない特例が設けられています。(租法29の2条)



この特例を税制適格ストック・オプションといい、特例の要件に該当しないものを税制非適格ストック・オプションといいます。両者の課税関係は次の表の通りです。

区分 時点	税制適格 ストック・オプション	税制非適格 ※ ストック・オプション
権利付与時	非課税	非課税
権利行使時	非課税	課税(給与等) 権利行使時時価-権利行使価額
株式売却時	申告分離課税 売却価額-権利行使価額	申告分離課税 売却価額-権利行使時時価

※ 譲渡制限有

※税制適格ストック・オプションの要件

①付与対象者

ストック・オプションの付与決議のあった株式会社又はその株式会社の関係会社の取締役又は使用人である個人又はこれらの者の相続人

ただし、大口株主及びその親族その他の特別な関係を有する個人を除く

②発行価格

無償発行

③行使期間

付与決議日後2年を経過した日から当該付与決議日後10年を経過する日までの間に行使を行わなければならないこと

④年間権利行使価額

1,200万円以下

⑤権利行使価額

契約締結時の時価以上であること

⑥譲渡の可否

譲渡不可

⑦株式の管理

権利行使により取得した株式は金融商品取引業者に保管の委託又は管理等信託がされること。

(3) 税制非適格ストック・オプション(譲渡制限無)

一般的ではありませんが、譲渡制限のないストック・オプションの発行も可能です。譲渡制限がある場合は、権利付与されても自由に処分できないことから、課税時期が権利行使時まで繰り延べられているわけですが、譲渡制限がなければ、権利付与時に処分が可能ですから課税事由が発生したことになり課税関係は、発行価格によって下記のようになります。

区分		税制非適格 ※
時点	時価	非課税
	無償	課税
権利行使時		非課税
株式売却時		申告分離課税 売却価額－権利付与時時価

※譲渡制限無

2. 発行法人側の課税関係

ストック・オプションは、会社法の制定により、役員、従業員等の役務の提供により発生する報酬債権をもって支払われるという法律構成がとられました。

企業会計においては、2005年12月に企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」が公表されました。

この基準によって、従業員等にストック・オプションを付与した場合は、付与日における公正な評価額を付与日から権利確定日までの期間にわたって費用を計上することになりました。

① 会計処理と法人税

これらを受けて法人税では、平成18年度税制改正により、法人が個人から受ける役務提供の対価として、新株予約権〈ストック・オプションを受ける権利〉を発行した場合には、法人税法第54条および法人税法施行令第111条の2に基づき、給与等課税事由が生じた日において、当該役務の提供を受けたものとして、損金算入することになります（法人税法第54条第1項、法人税法施行令第111条の2第1項）。

具体的には、ストック・オプションの取得者の権利行使時に損金算入となります。

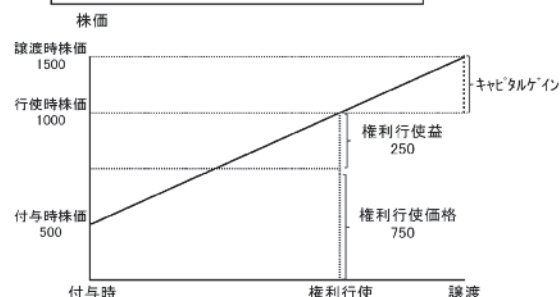
ただし税制適格ストック・オプションの適用がある場合は、取得者は役務提供対価がないとみなされ給与所得等として課税されないため、発行法人においても損金算入することができません。

会計処理と課税関係を整理すると以下のようになります。

	会計処理	税制適格 ストック・オプション	税制非適格 ストック・オプション
権利付与時	－	－	－
決算 (対象勤務期間)	株式報酬費用××／ 新株予約権××	株式報酬費用は損金 不算入	株式報酬費用は損金 不算入
権利行使時	現金×× 新株予約権××／ 資本金××	給与課税事由が生じない ため株式報酬費用は 損金不算入	株式報酬費用を権利 行使時に役務提供を 受けたものとして債務 確定を認識する。(法 法54①)
失効時	新株予約権××／ 新株予約権戻入××	新株予約権戻入は益 金不算入(法54③)	新株予約権戻入は益 金不算入(法54③)

② 具体例

・権利行使価格	750	円
・ストックオプション 付与時の時価	200	円
・権利行使時株価	1,500	円



	税制適格			税制非適格		
	発行会社		従業員 税務処理	発行会社		従業員 税務処理
	会計処理	税務処理		会計処理	税務処理	
権利付与時	－	－	－	－	－	－
権利確定前	費用処理 200	加算 200	－	費用処理 200	加算 200	－
権利行使時	資本等振替 200	－	－	資本等振替 200	減算 200	給与 250
株式売却時	－	－	譲渡所得 750	－	－	譲渡所得 500

※1 給与課税される場合には、源泉徴収の必要があります。

※2 新株予約権を発行した場合には、確定申告書に新株予約権に関する明細書（別表九（二））の添付が必要です。

※3 税制適格ストック・オプションを発行した場合には、翌年1月31日までに「特定新株予約権の付与に関する調書」の提出が必要です。

尚、未上場企業の場合はストック・オプションの公正な評価単価に代えて、ストック・オプションの単位当たりの本源的な価値だけを見積もり会計処理することが認められています。未上場企業がストック・オプションを発行する場合は、通常権利行使価格を付与時の時価以上に設定するケースが多いため本源

的価値はゼロになるのでストック・オプション費用を認識する必要はありません。

3. スtock・オプション活用事例

上場企業では、役員退職金制度を廃止し、代わりに権利行使価格1円のストック・オプションを発行しているケースが見受けられます。

伊藤園は、2004年9月1日に役員退職慰労金を廃止し、退職金代わりの以下のストック・オプションを取締役、監査役、子会社の取締役25名に付与しました。

名称	株式会社伊藤園第2回新株予約権
割当先	取締役19名、監査役3名、子会社の取締役3名
発行日	2004年9月1日
権利発行時の発行株式数	146,000株
新株予約権の発行価格	無償
権利行使価格	1株につき1円
新株予約権の権利行使期間	2004年9月1日～2034年8月31日
行使条件(抜粋)	新株予約権を割り当てられたときに就任していた会社の役員を退任した翌日から10日以内のみ権利行使可能

行使条件をみると、権利行使が退任後10日間に限定されています。

このストック・オプションは権利行使期間が30年を超えており、税制適格要件を満たしていませんので、退職金の代わりに導入した制度であるのも関わらず、行使時に給与として課税されてしまうのは不合理です。そこで同社は、東京国税局に文書回答制度に基づく事前照会を行っています。

伊藤園は、この第2回新株予約権が、所得税基本通達23～35共-6(3)の退職起因事由に該当するか照会し、2004年11月2日に、退職所得に該当で良い旨回答がなされています。(注)

この他未上場会社においては、ストック・オプションは、事業承継対策として使われています。

有償ストック・オプションを時価発行することにより権利行使時にまで課税の繰り延べが可能となることに着目し、企業価値が上がる前に、後継者に有用ストック・オプションを付与することにより事業承継を円滑にすすめる手法です。

(注)(株式等)を取得する権利を与えられた場合の所得区分)
令第84条第5号に掲げる権利を与えられた者がこれ

を行使した場合一時所得とする。ただし、当該発行人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関連して株式を取得する権利が与えられたと認められるときは給与所得とし、これらの者の退職に基因して当該株式を取得する権利が与えられたと認められるときは退職所得とする。

Ⅱ. スtock・オプション以外の株式報酬制度

Stock optionは、アメリカで90年代に株価上昇時期に現金支出を伴わないインセンティブ報酬として急拡大しましたが、費用計上の義務付け、株価低迷、規制強化などにより、Stock optionは現在では見直しするケースが相次いでいます。

日本ではなじみがありませんが、アメリカでは以下のような株式報酬制度があります。

株式型報酬制度	評価の指標	報酬の支払方法
Stock option	株価	値上がり益型
Restricted stock	株価	Full Value型
Performance Share Plan	株価と業績	Full Value型
Performance Unit Plan	業績	金額固定型
Stock Appreciation Right	株価	値上がり益型

違いは、報酬の評価指標につき、Stock optionが取得者の努力以外の要因によって株価が上昇した場合にも報酬を得ているといった批判があった為、株価に加えて業績指標と連動させるなどの指標の差異と報酬の支払い方法が異なります。

「Full Value型」は株式を付与するものであり株式の価値が報酬となる、「値上がり益型」は文字通りに株価の値上がり益が取得者の報酬となります。

1. Restricted stock

リストラクテッド・ストック(以下RS)とは、譲渡制限付きの株式を付与する報酬プランです。RSを付与された従業員は、譲渡制限中に配当を受け取ったり、議決権を行使したりすることができます。ただし譲渡制限期間が終了する前に退職するとRSの権利を失います。

2. Performance Share Plan

パフォーマンス・シェア・プランとは、一定期間内にあらかじめ定めた業績目標を達成した場合に株式又は現金を付与する報酬プランです。

3. Performance Unit Plan

パフォーマンス・ユニット・プランも、一定期間内に予め定めた業績目標を達成したばあい

に株式を付与するプランですが、報酬は株価に連動せず金額は固定です。

4. Stock Appreciation Right

ストック・アプリシエーション・ライト（以下SRS）とは、権利の付与時点と行使時点の株価上昇分を現金又は株式で支払う報酬プランです。

上記以外にstock awardsがあります、stock awardsはRSとほぼ同様の株式報酬ですが、stock awardsの場合は、現物株式ではなく、現物株式を受け取る権利の付与なので、議決権や配当は権利確定日まで発生しません。

これらの株式連動報酬は、日本では導入されていないので課税問題は、取得する居住者において問題となります。

2010年に外資系証券会社の社員100人超が総額20億の申告漏れがあったと新聞報道がなされましたが、この申告漏れは主にstock awardsによるものでした。

親法人よりstock awards報酬規程に基づき日本法人の社員に付与されたのですが、日本法人を経由しないで直接親会社より付与された為、申告をしなかった社員が大勢いたようです。

私は、ここ数年毎年のように外資系証券会社の社員に対する、Restricted stock、stock awardsの所得税の調査に関わってきました。最初は、税務署も外為の送金記録から照会していただくが多かったのですが、最近では会社側にインセンティブ報酬プランについて照会し、納

税者に調査したい報酬プランを指定して下のような連絡票が渡されることが増えました。

連 絡 票	
[] 様	
平成19年分～21年分の所得税の調査を実施します。	
○ 主に確認したい事項（2007年～2009年）	
1	[] グループから受領した株式関連報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット及びストック・オプション）の申告状況について
2	上記1に関連して生ずる所得の申告状況について
(注) 役員又は使用人の地位又は職務に関して与えられる株式報酬などは、給与所得として課税されます。これらの報酬が国外において支払われた場合には、報酬を受けた各個人が確定申告をしなければなりません。	
(注) 上記1、2以外の事項についても、確認させていただく場合があります。	

私が申告したケースでは、適正に申告をしていた為か、調査の過程で大勢の未申告者が出た会社で、調査官に「なぜstock awardsの申告をしたのか？」という聞き取り調査があったそうです。

現場でこのような聞き取りを経たのでしょうか？ 今年の税制改正で所得税法228条の3の2「外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書」の追加がありました。

平成25年1月1日以後に提出する調書から適用されます。

<参考文献>

税務大学校 百瀬智浩 著

「株式関連報酬を巡る所得税法上の諸問題」
野村資本市場研究所

「米国における株式型報酬制度の行方」
税理士法人PWC

「株式・新株予約権税務ハンドブック」

随 筆



南の島の風景

み すい りつ お
味 水 律 夫

離島という言葉には、人それぞれに様々な想いを抱かせる不思議な響きがある。南九州に勤務した折にもそうした想いで種子島や屋久島それに奄美群島の島々を訪れた。

そこには、想像していた離島らしい情景とともに、様々な歴史も積み重ねられていた。また、各島には必ずや本格焼酎の蔵元があり、それを味わうことができたのも楽しい思い出である。

そうしたことを思い起こしながら、南の島々の一端をご紹介したい。皆さんが島を訪れた際の参考にしていただければ幸いである。

鹿児島空港を飛び立つと間もなく噴煙たなびく桜島が目に見え込んでくる。しばらくして、海上に白い噴煙を上げて精一杯の存在感を示している硫黄島

を眼下にすると、ほどなく**種子島**に着陸する。

この島は、今や鉄砲伝来の歴史よりも東南端に位置する種子島宇宙センターで知られているらしいが、白いビーチの美しい海岸線と2期作も可能な水田やサトウキビ畑が続く自然豊かな島である。

とは言っても、豪雨により島内の幹線道路が寸断されることもしばしばの自然の脅威に脅かされる地でもある。それだからでもないだろうが、税務署が置かれている合同庁舎の敷地の一画には、小型の風力発電装置が1基据えられていた。

この島の特産に戦後にスマトラ島から持ち帰ったとされる「安納いも」がある。焼き芋にすると蜜が出るほど甘いということで、焼き芋ファンには良く知られているらしいが、この芋を原料とした焼酎は格別。是非一度ご賞味いただきたい。ただし、この島には4場の酒蔵があるが、安納いもを原料とするものは少ないのでご注意。

また、この島は、伝統的に鍛冶の水準が高く、現代においても刃物の製造が盛んに行われており、その切れ味から料理人にも好評と聞く。厨房男子の必需品にお奨めの逸品。

種子島から高速船で1時間弱の距離にある**屋久島**は、言わずと知れた世界遺産自然登録地であり、屋久島国立公園指定地である。

滝やウミガメの産卵地などの島内の観光スポットを巡りながら一周してもさほどの時間は要しない小さな島ではあるが、是非お勧めしたいのは、全く露天の平内海中温泉。やや勇気を要するものの水平線を眺めながらの入浴は感激する。

しかしながら、お目当ては、なんといっても縄文杉である。登山はチョットという方や時間に制約のある方には紀元杉をお奨めしたい。歴史を経た屋久杉の迫力は十分に感じられる。また、「もののけ姫」の森のイメージとされた白谷雲水峡は、苔むした岩と屋久杉による幽玄な情景が広がり、息をのむような感動がある。これを見逃す手はない。

ちなみに、この島の代表的な焼酎は愛子と三岳。地元の肴とともに味わっていただきたい。

同じ離島でも昭和28年に施政権が返還されたのが奄美大島など8島からなる奄美群島。

奄美大島は、南国特有の青い空と白い海の温暖な気候である。海辺の空港から島の中心部に向かう道路にはサトウキビ畑の風景が広がり、刈り取ったサトウキビを荷台に満載したトラックや黒糖

工場も方々で見かけたが、特産は黒糖。

また、奄美大島といえば思い起こされるのが大島紬。島のあちこちに工場や売店の案内が目につく。本場で本物を知ると、その魅力に抗し難い一面があることには要注意。

ところで、黒糖を原料としたのが奄美群島でしか製造が認められていない黒糖焼酎。他の本格焼酎とは2次仕込みの際に黒糖を使用する点で異なるが、造り方は同じである。群島全体で25の蔵元があるが、奄美大島の水は軟水、沖永良部島や与論島は硬水であり、主原料の黒糖の味も島により様々であることから、島ごと、蔵ごとに特徴がある。ただ、泡盛と同視されたり、ラム酒と誤解されることもあり、他の本格焼酎に比べて認知度はまだまだ低い。愛飲家の皆様には芳醇な香りのある糖分ゼロで健康的との研究成果もあるとされる黒糖焼酎を是非お試しください。

奄美群島の中でも沖縄本島に近いのが、珊瑚礁に囲まれた与論島と沖永良部島。

与論島は海岸の美しさで、かつては若者が押し寄せ民宿で賑わったらしいが、最近は落ち着いた雰囲気の中でゆったりした気分を味わえるということで、昔を懐かしむ中高年の来島も多いとのこと。また、この島に伝わるのが与論献捧。なみなみと注がれた焼酎を口上を述べて飲み干し、盃を次々とまわす酒宴のしきたり。お酒を楽しみながら、島内情勢を知る絶好な機会ではあるものの下戸には厳しい掟。

ところで、**沖永良部島**の海岸に海を望む慰霊碑が建つ。

明治41年11月10日、沖縄産泡盛の密輸品取締りのため、同島に出張していた大島税務署の職員が、沖合に不審船が係留しているとの情報を入手し、夜半、大島警察署の島駐在の巡査の応援を得て調査に当たったものの、犯人側の激しい抵抗に遭い、2名ともに壮烈な殉職を遂げた事件があった。

後年、地元の有志によって建立されたのが件の慰霊碑。今も碑の周囲は清められ、献花が絶えない。



趣味を持つことについて

税理士法人エーピーエス

いま い よし のり
今 井 儀 徳

唐突になりますが、この寄稿をお読みの皆様は現在、趣味をお持ちでしょうか。

私は少し前まで「人様に誇れるような趣味が特にないな」、「夢中になれるような趣味を持ちたいな」などによく考えておりました。人生かれこれ31回目の誕生日を迎えた今年の夏にもなにか夢中になれる趣味がないか自問自答していました。

今迄もこの自問自答迄は辿り着くのですが、なかなかその先の行動に移すまでには至りませんでした。

しかし、31歳の誕生日を迎え、人生をもう少し楽しみたいとの多少の焦燥感もあってか今回は自分にとって興味がありそうなことを深く考えることができました。

「小学生位のころから歴史に興味があったな」「小さいころは歴史学者、考古学者になりたかったな」今更ながら、小さいころは歴史に関することに非常に興味があり、日本史、世界史を問わず色々な伝記を読みふけていたことを思い出しました。

折しも上野ではツタンカーメン秘宝展、六本木では大英博物館古代エジプト展が行われておりましたので、まずは行動ということでこの両展示会に行ってみりました。

両方の展示会はともに現代より3千年以上も前のエジプトを中心とした文化の紹介をしております。古代のエジプト人は何を信仰していたのか、どのような考えのもとに日々の生活を行っていたのか、展示会の対象となっている年代から3千年程度経過した現代において世界の生活様式がどのように変化したこと等想像できたであろうか、また、いま私たちが生活している現在から3千年程度経過した西暦5千年位には、どのように社会状況及び日々の生活スタイルは変化しているだろうか、古代より伝わる非常に価値ある歴史的展示物を目の当たりにしながら色々な想像がとめどなく湧き出てきます。

その時代、その場所で生活をしていた人々が何を大事にしていたのか、何を考えていたのか、年代、地域、その他の諸要因によって様々であり非常に興味深く感じます。この広い世界に長い年月をかけて色々な地域に様々な諸条件から色々な地域性が生じ、現在に至っています。

日本国内でも北は北海道から南は沖縄まで、世界に目を向ければ世界遺産であるアンコールワットやマチュ・ピチュ等々をはじめ、色々な地域で様々な建造物、歴史品、地域性、伝承等があり、歴史を感じさせてくれる建造物、歴史物はたくさんあります。そのような歴史等を感じることが出来る場所等で思う存分色々な想像を今後してみたいと思います。

趣味と言っても色々な定義、意義があるかと思いますが、自分は「仕事・職業としてではなく、休暇等を利用して自分に興味のあることに熱中すること」というように考えています。

やっと見つけることが出来た自分の趣味に今後は没頭していきたいと考えています。



ウォーキング！？

はた よし ひろ
畑 芳 広

30を過ぎた頃からお腹周りが気になりだして10年が経とうとしているアラフォーです。いまさら激しい運動をする気にもなれず、お腹は膨らむ一方です。そんな中、2年位前の東税健保（現TAAけんぽ）の春と秋の1日1万歩運動に参加し、今では一年中万歩計を着けて歩いています。ウォーキングというと顎を引いて、目線はまっすぐ前を向いて、背筋を伸ばして、腕を振って、歩幅を広くとって歩くというイメージですが、私が行っているのは散歩の延長といった早歩き程度のものです。

歩数の管理はエクセルで作って、月ごとの合計と平均の他に1月1日から昨日までの総合計と総平均、曜日ごとの平均を計算しています。土曜日は車に乗ることが多いせいか歩数が減っているのが分かります。

平日に歩き貯めをする傾向にあるようなので、

1日1万歩を基準として1万歩を超えている日数の集計もエクセルに加えて、コンスタントに歩くことを心がけています。このエクセルの管理表が欲しい方がいらっしゃれば連絡をいただければお送りします。

普段、車で通っている道も歩いてみると色々な発見があります。週末にお祭りをやる情報だったり、おいしそうなお店を見つけたり、そのお店についつい入って食べてみたり、テイクアウトで甘い物を買って帰ったりとせっかく燃焼した脂肪を補充してしまうことも。

建築現場を見つけると建築計画のお知らせ看板を見入ってしまいます。これは結構楽しいです。建築主にディベロッパーが書かれていると全部譲渡方式の立体買換かななどと職業病とも思える推測をしたりしています。

この寄稿にあたって内容にまつわる写真をと依頼を受けましたがウォーキング中の写真はありません。歩いている姿をカメラに残すと後で見て体型が変わっていない、むしろ太っていたとしたら、いたたまれない気持ちになるからです。

これから秋になって、食べ物ばかりでなく、紅葉も楽しみながら歩きたいと思います。



過去を振り返って

こ ば や し ゆ う こ
小 林 裕 子

今年2月に中野支部から転入して参りました。

早速「にほんばし」への寄稿の機会を頂きましたので、原点回帰の意味で私が会計人として歩き始めた頃を振り返ってみたいと思います。

私が初めて会計事務所に勤務したのは、もう二十年以上も前の話になります。その事務所は所長を含めて3人だけの小さな事務所でした。それでも学生時代のアルバイトとは違い、正社員として勤務するのは初めてで、毎日が緊張の日々だったことを覚えております。

当時、既にオフコンが導入され、試算表や決算書類等、法人税申告までの一連の書類は作成することが出来たのですが、「手書きで申告書を書けなければダメだ」という所長の教えに従い、法人

名を隠してコピーした申告書類を持ち帰る許可を頂き、自宅に帰って数字がどう流れているのか確認しながら、申告書の構造と作成手順を理解しました。学生時代に税理士試験は3科目合格しておりましたが、法人税法は勉強中でしたので、初めにこの作業をやっておいて良かったと思います。自分で考え理解したのでしっかりと身に付き、仕事は勿論その後の受験勉強にも大変プラスになりました。

手書きといえば、個人の確定申告書にはまだシステムが対応しておらず、複写式の確定申告書を控用まではっきり文字が写るよう力を込めて何枚も書いているうちに、右腕が腱鞘炎になってしまった年もありました。あと少しで完成！というところで書き損じ、また始めから書き直しなんて事も…。その時の残念な光景を思い返すと微笑ましく懐かしく思います。

昭和天皇が御崩御された年の平成元年4月1日に消費税が導入された時も「手書き」の集計表が活躍しました。Excelなんて有りませんでしたから。

そうそう、まだバブルが弾ける前でしたので、「今度ゴルフ会員権を買おうと思うんだけど、どうかなあ」とか「金融機関からこういう土地の購入を勧められているんだけど、マンションにしたらどうかしら」という相談を受けることも度々ありました。土地神話が崩壊する前の景気の良い時代だったのですね。私は残念ながら、あまり恩恵を受けた記憶が無いのですが…。

その後、幾つかの税理士事務所、公認会計士事務所、税理士法人に勤務致しました。そこで様々な考えをお持ちの先生方に御指導頂き、仕訳一つの意味から税法解釈、仕事に対する姿勢等、沢山のことを学ばせて頂きました。

この二十数年の間に時代はすっかり変わりました。今では手書きでの書類作成は勿論、仕事で文字を書くことすら殆ど無くなりました。

バブル崩壊にリーマンショック、東日本大震災等数々の困難にクライアントからは、税務相談よりも売上の減少や資金繰りの心配といった経営に関する相談内容が増えています。

税理士も記帳代行や申告業務だけでなく、様々な付加価値を求められる時代になりました。

先の見えない殺伐とした時代ですが、今後どのように時代が変化しても、会計人としてスタート

した頃の緊張感と、税理士試験に合格した時の感動を時折思い起こし、あの頃の自分に恥じないよう税理士としてプライドを持って日々研鑽を積み仕事と向き合うことを忘れずにいようと、この原稿を書きながら改めて思った次第です。

自転車に乗って

わた なべ もと こ
渡 邊 素 子



昨年、日本橋に事務所を開業してから早いもので1年が経ちました。

社会人になって以来、ずっと中央区内に勤務していて愛着があるので、この街に事務所を持たれたことをすごく嬉しく思っています。

また、この仕事は月ごとの行事が決まっているためか、季節の移り変わりを以前よりも感じるような気がします。

そんな私の最近の趣味は自転車です。

もともと色々な街に行って散歩するのが好きでした。カメラと地図を持って電車に乗り色々なところを散歩していたものです。

お墓に咲いている小さな花の写真を撮っていて不審者と間違われたこともありました。(笑)

今は、中央区に拠点を持つことができたので電車に乗らなくとも自転車で色々なところへ行けます。そして何よりも道中、小さな発見ができるのが自転車のいいところではないでしょうか。

六本木に美味しいお店があると聞けば自転車をこぎ、有明でイベントがあると聞けば、自転車をこぎ。いやぁ東京都って近いですね。私は千葉県出身で大きな川を渡らないと都内には行けなかったの、自転車に乗るたび街の近さに感動してしまいます。

最初に遠距離の移動をしたのは、千葉の実家から自転車を持ってきたときです。私は車の運転を

ほとんどしないので、道をほとんど知りません。

あてずっぽうに東京へ行ける橋を渡ることになりました。長い橋を渡り大きな街を通り、ひたすらまっすぐ走ること2時間。たどり着いたのは永代橋でした。適当に走ってきて知っている場所に出てきたときには芥川龍之介の「トロッコ」を思い出してしまいました。このお話は少年がトロッコで遠くまで来てしまい、暗くなるなかを心細く一人で帰るはめになるというお話です。読み終わるとほっこりします。

さて、次の遠出は、品川近辺まで自転車を漕いで行った時のことです。これは羽田空港まで行けるのではないだろうかと思い立ちました。気候も良く時間もあったので早速こぎだしました。

全く土地勘のないところなのでスマートフォンの地図だけが頼りです。途中でおやつ休憩など入れながら迷いながらこぎ続けます。段々と人通りが少なくなり、時間もたち心細くなってきて諦めかけたころ、目の前にたくさんの新幹線が見えてきました。

ここは新幹線のお休み処、大井車両基地でした。橋の上からのぞいてみると、なんと黄色い新幹線がちょこんと停車していました。あんな新幹線あるのかなと思いましたが後日調べたら線路点検等に用いられるドクターイエローという新幹線でした。なかなか走っているところを見られない貴重な車輌のようですね。何とも貴重な体験でした。



とはいえ、ここで諦めて戻って来てしまったので羽田空港への自転車の旅はまたリベンジしたいと思っています。

電車のみで移動している時には街と街が点と点でつながっていましたが、自転車に乗るようになってからは点と点が線になり円になってきました。

これからも時間を見つけては安全運転で円を広げていきたいと思っています。

特 別 企 画

平成23年度「明日の税理士会を担う人材の育成制度」

人材育成プログラム（AZセミナー）の参加者と藤山支部長との座談会

近年における社会経済及び租税制度のめまぐるしい変化に直面しつつ、引き続き納税者の信頼に応えていくためには、税理士は不断の自己研鑽に努める必要があります。

また、税理士の社会的地位を向上させるためには、積極的に会員に対して知識や思考を研鑽する様々な機会を提供していくことも必要です。

そこで東京税理士会の会務制度刷新特別委員会は、このような要請に応えるため「明日の税理士会を担う人材の育成制度」を創設し、本年2月4日（土）から4月21日（土）までの間に延べ10回にわたり「人材育成プログラム（AZセミナー）」を開催しました。

日本橋支部の会員の皆様に当制度について関心を持っていただくとともに、今後も継続されるAZプログラムを是非沢山の会員に受講していただきたいと思います。8月1日（水）に支部事務局において、藤山支部長主催による受講者との座談会が開催されました。以下はその記録です。（文責＝広報部）

【出席者】 支部長

ふじやまきよはる
藤山清春

参加者

おばらまさひろ ほしかわ のぞむ ますだ
小原正寛、星川 望、増田
かずひろ ゆ もとやすひろ
和弘、湯本康弘 (50音順・敬称略)

支部長の藤山です。本日は、猛暑に加え大変お忙しい中をお集まりいただきありがとうございます。まずは、自己紹介をお願いします。皆さまは、大変お若いようなので、年齢と税理士の経験年数も併せてお伺いしたいと思います。

湯 本＝湯本です。年齢は、45歳です。昨年6月に開業したので税理士経験は1年と2カ月ですね。

増 田＝増田です。年齢は49歳です。

支部長＝えっ！49歳なの？

増 田＝はい。税理士経験年数は、私もやはり昨年6月からなので1年2カ月です。

小 原＝小原です。41歳で、税理士登録は平成19年8月なので丁度5年です。

星 川＝星川です。年齢は、今29歳で来年30歳です。平成21年4月登録なので経験年数は、3年4カ月です。

支部長＝皆さん、若いね～。今回のAZセミナーは、支部役員等からの推薦でしたが、推薦を受けたときの感想をお聞かせ下さい。

湯 本＝私は、支部雑談室に来ていきなり推薦されて、教科書的に言うと、つまり実感でこんな感じというのを言いますと、内容はバ



ライティーで著名な講師の先生が多いし10回受けられたら随分為になるなと思いました。本音を言うと、時間の余裕ないし（回答の締め切り間近）、断れないと思った。時期的（繁忙期であること）には、考える時間があったら断ったかもしれないけど行きたいとは思いました。時期的に問題あった。

増 田＝確定申告時期とかぶるので考えたけど、金子宏先生、酒井克彦先生、増田英敏先生の3教授陣の講義が聴けるので良いと思った。即答して受けると言いました。

小 原＝カリキュラムをみて自己研鑽になるなと思った。翌日までに回答だったので誰とも相談しなかった。だから、妻に毎週土曜日いないの？といやみ言われた。稀な先生方に講義を聴けるのがよかったから受けた。

星 川＝日程（回答の）に余裕ないし、毎土曜日拘束されるし、困るなと思った。自己負担

ないから喜んで受けた。

湯 本＝増田さんが言った著名な講師は大学院の時勉強していて知っていたので感動した。ワークして発表する形式に感動した。

支部長＝延べ10回に亘るセミナーは、毎回土曜日で、しかも所得税の確定申告時期とぶつかりましたが、業務に支障ありませんでしたか？

湯 本＝業務に支障はあった。法人のお客は多くないから負担はないけど、金融の仕事をしているので、3月末は、駆け込みの仕事をしているので2回休んだ。申し訳ないけど。

支部長＝確かに、時期も悪かったね。

増 田＝確定申告と3月決算の時期にぶつかっていたけど2月4日から4月21日まで休まず出席した。

湯 本＝全部！すごいね！

小 原＝どうしても動かせなかったことで、東京会の小笠原税務支援があつて土曜日出発だったので、その時だけ休んだ。

本会の業務と本会のセミナーが重なって休むのは微妙だな。他は良い。

星 川＝勤務税理士しているので自由時間は無いので確定申告時期は大変だ。このセミナー休むとレポート書かなければならないので、会務制度刷新特別委員会の本気具合が解って気が引き締まった。忙しい時期頑張ったことは返って身になるので確かにこのときの辛かったことが鮮明に記憶に残る。

支部長＝受講者は50名と伺っていますが日本橋から4名ということはゼロの支部もあったということになりますか…。日本橋支部の次に多いのが、神田支部、麻布支部、本所支部の3名。

受講者の年齢は、皆さんと比較してどうでしたか？

湯 本＝平均45.6歳と言っていた。業歴は長いだろうなと思える人がいた。一番古い人で税理士登録番号が5万台と言っていた。

増 田＝6万台 2人（名簿みながら）

湯 本＝5万、6万台が10人近くいる。

増 田＝4万台いない。

支部長＝5万台は、昭和57年から昭和61年末ま

で、6万台は平成2年までの登録になっています。（名簿見ながら）

湯 本＝6桁の方が少ないくらい。

そういう人がいるとグループワークしていてもそういう人にリードされる。

増 田＝うちのグループは、そういう人しゃべらない。

湯 本＝グループワークは5万台の人いたけど皆さんの意見聞きたいからと言ってしゃべらなかった。

小 原＝日本橋は皆よくしゃべった。

星 川＝私は一番年少で、30歳代も何人もいた。

支部長＝今回のAZセミナーは、税理士制度論、税理士倫理論、企画立案及び憲法を初め租税法等の特別カリキュラムが組まれていたようですが、このカリキュラムについての感想はどうですか？

湯 本＝10回やったこととあと、幅広い分野であつて、税理士として普段あまりお目にかかれない「企画立案論」。あまり必要ないかもしれないけど税理士として有為なものあった方が良い。

10回で1回あたり4時間では少ない。

増 田＝1つの講義の内容が濃かった。1つの先生と2回位やってもらって内容濃いもの聴きたかった。経団連の阿部さんが、税理士は保守的で外から見たらダメなところわかる。私も、サラリーマンだったから、外から見るとおかしいと思う。外から見て厳しくしてもらって、先生を呼んで、話してもらうのが必要だと思う。税理士会の役員や、幹部になるのにあたって外からのこと考えるのは大事だと思う。

支部長＝セミナーはどのような形で進められましたか。

増 田＝1時間30分講義して、そこからテーマを1つ2つ絞ってグループディスカッションしてそれから発表という形式です。グループディスカッションして自分がこうだと思っていたことについて他の人はこうだと違う意見を言うのを聞いてとても意義があつた。

支部長＝グループ分けはどうやってやるの？

増 田＝決まっていた。5回やってからグループ

分けした。

小 原＝初めはずーと同じグループというはずだったけど、後で変えた。

増 田＝6、7人ずつ8つのグループに分けました。概ね、8つのグループでグループワークしました。

支部長＝なかなか面白い。

増 田＝発表の後、他のグループから質問もさせる。

小 原＝最後に先生から講評があり、ここをこうするといい。何々はここがおかしい。考え方についても講評がある。

湯 本＝2時間は講義。45分グループ討議、45分から60分 各グループ5分発表。これは毎回同じ。

湯本・増田＝1時から5時まで。

小 原＝次の時はもっと発表が多いとのことですよ。

湯 本＝座学は、2時間は長いと思える。しかし、グループ討議は短い。

支部長＝特に印象に残ったカリキュラムありましたか？

増 田＝経団連の阿部先生。こういう人の話は貴重だ。増田英敏先生は、指して答えを言わせる。ウカウカしていられなかった。

湯 本＝増田英敏先生は、登録時研修でも講師だった。

増 田＝酒井克彦先生はとても解り易かった。良かった。説明が上手い。グループワークの後の、ここは、こうがいいと、説明も言ってくれる。

湯 本＝10回の中の9回で、野村アセットマネジメント(株)の金融論は年齢の経過の仕方や国際市場の円。私は12年間前職でやっていたけど、それでも付いて行くのがやっとだった。

増 田＝そう、野村アセットマネジメント(株)の講師は、いろいろやりすぎて、1つのテーマに絞った方が良かった。

小 原＝時期が時期なので、消費税の話がでた。私たち税理士はどう考えているかという質問があった。

星 川＝消費税の逆進性、簡易課税制度の問題点。どういう立法ができるか。政府の企画

立案という、こちらが法律をつくることを、税理士はもっと関わっていくべきである。多田雄司先生は厳しくて、「自由に発言しなさい。」と言って、発言すると怒った。(笑)

小 原＝今ある法制度をどうやって行くのがいいのかを、体系的に考えていくことの大切さ。そういうことに関わっていけるのだということが新鮮だった。

星 川＝全員がプレゼン1回はやっているよね。

湯 本＝いや、やらない人いますよ。グループ分けの時2回やったし。

星 川＝湯本さんやりたかったのではないの？(笑)

湯 本＝皆発言したがない。自分がリードすると自分が発表しなければならない。毎回リーダー決めていないから自分がリードすると、自分が発表になるから。

増 田＝自分のグループは、今回は誰と決めていたから大丈夫だった。

湯 本＝金融論は他の人が動けないから私がリードした。

星 川＝イニシアチブとっても他の人と入れ替わる。

支部長＝レポートの提出はありましたか？

小 原＝ありました。

湯 本＝私は藤山先生に送りました。

増 田＝私は、今持ってきています。

湯 本＝最初の段階で、4000字くらいのレポートを提出してくれと言われていて、10回のうちから1回選んで感想を書いてともいわれていた。

増 田＝グループ課題の中から選んで書いて下さいと言われた。

湯 本＝初めは感想もと言われていたので無くなったのは何故か？参加者の個人個人から10回の感想取っていない。

星 川＝毎回のアンケートは取っていた。

湯 本＝箇条書き程度のものである。腹たったから多く書いた。

全 員＝私も腹たった。

湯 本＝基本的には次回までに1000字提出で、欠席するときはそれが出ていないと欠席扱い。

支部長＝最後に、今回受講された感想及び要望や意見等をお聞かせください。

湯 本＝幅広い参加者があり、日本橋支部では私が選ばれましたが、「明日の税理士会を担う人材の育成制度」という趣旨なので業歴も2～3年かと思ったら、税理士登録番号が5万台とか6万台がいてベテランが多くて、グループ討議もばらつきがあり税法の知識に圧倒的な差があった。ばらつきがあると討議しにくい。良かったことは、講義よりグループ討議や発表することが良かったと思う。自己主張したいこと、これとこれを言いたい、講義とは関係なしに皆一言持っている人が多くて、そういう人たちをまとめる練習になって、税理士にとっては色々新鮮だ。

いかにも発言したくない。という人も多かったけれど、全体は良いカリキュラムだ。このカリキュラムを業者で受けたら30万円とか50万円かかるだろう。

増 田＝後は、今後、会務制度刷新特別委員会で講師等全部設定しないで、受ける側からこういう講師を入れてほしいという意見を取り入れてほしい。

小 原＝毎回、アンケートはしたけれど、おそらく吸い上げてくれると思う。

増 田＝個別に言うところ「その先生はこういう考えだから」と言ったりして、そうではなくニュートラルにいろいろな先生を呼んでいいのではないかと思う。

支部長＝東京税理士会は、今後もAZセミナーの開催を継続することとしています。AZ2ndセミナーは、公募方式ですが、昨日締め切られました。次回受講者、後輩に何かありませんか？

湯 本＝せっかくの機会なのでグループディスカッションに積極的に参加してほしい。人前で発言する機会はなかなか無いので訓練になる。

増 田＝殆ど何も言わない人もいる。

支部長＝言いづらい雰囲気なの？

星 川＝あまり専門家になると間違えられないと思ってしまう。間違ってもいいのだから気取らない気持ちで初心に戻って発言してほ

しい。他の支部の方と交流したほうが良いですよ。そうしていくと協力態勢も出来てくると思う。

支部長＝本日は大変貴重なお話をお伺いでき、ありがとうございました。第1回AZセミナーを受講された皆様には、フロントランナーとして、これからの税理士会を牽引していただきたいと思います。

今年は役員選挙の年ですので、まずは、支部の幹事に立候補していただき、会務運営にご尽力いただきたいと、期待していますが、いかがでしょうか。

全 員＝はい。

支部長＝皆様全員から力強い決意表明をお伺い出来、今後、日本橋支部は、さらに躍進するものと確信しました。本日は、本当にありがとうございました。

AZセミナー・カリキュラム一覧

- 第1回 阿部泰久（経団連・経済基盤本部長）
税理士制度論「税理士業界を取り巻く環境」
- 第2回 酒井克彦（国士舘大学大学院教授兼大学院法学研究科教授）
税理士制度論「税理士法」
- 第3回 渡邊文雄（会務制度刷新特別委員会委員長）・管納敏恭（同委員）
税理士制度論「税理士会会則」
- 第4回 増田英敏（専修大学教授）
「租税法と憲法」
- 第5回 櫻井敬子（学習院大学教授）
「行政法」
- 第6回 多田雄司（日本税務会計学会副会長）
租税政策論「租税制度」
－消費税の問題点の検証－
- 第7回 橘 幸信（衆議院法制局法制企画調整部長）
企画立案論「起案、立法技術論等」
- 第8回 田近栄治（一橋大学大学院経済学研究科、国際・公共政策大学院教授）
「財政論」
- 第9回 石田友豪（野村アセットマネジメント
㈱執行役社長・三木直史（経済調査部
シニアストラテジスト）
「金融論」
- 第10回 金子 宏（東京大学名誉教授）
「租税法」法人所得の意義と計算－法人
税法 22 条を考える

各部だより

〔総務部〕

【支部幹事会報告】

平成24年7月18日（水）10時30分～11時55分開催

I 審議事項

- 1 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の募集の件
 - ① 日本橋税務署との定例連絡協議会は、平成24年10月24日（水）10時30分から12時迄、会場は東実健保会館に於いて日本橋支部会員全員を対象として開催
 - ② 中央都税事務所との税務懇談会は、10月から11月に開催予定。京橋支部との三者のため日程は執行部一任。当番支部は京橋支部
 - ③ 日本橋税務署及び中央都税事務所に対する質問・要望事項について会員全員を対象に提出依頼
 以上、承認可決した。
- 2 八団体合同役員会の件

税務協力八団体開催による意見交換会を7月30日（月）17時00分から東実健保会館で開催することを承認可決した。
- 3 公職による支部会費免除申請について

平山健治郎会員が東京国税不服審判所の審判官に就任するので、支部会費を免除することを承認可決した。

II 報告事項

- 1 登録調査（6/7,7/17）の件
- 2 税理士雑談室（6/8,7/12）の件
- 3 日本橋税務懇話会（6/14）の件
- 4 署との定例連絡会（6/15）の件
- 5 新入会員業務説明会（6/15）の件
- 6 東京税理士会定期総会（6/19）の件
- 7 定期総会、懇親会（6/20）の件
- 8 青税中央部会総会（7/4）の件
- 9 税理士法改正に関する勉強会（7/13）の件
- 10 その他 ①書面添付の説明会の件、②電子申告に関するアンケートの件、③電子証明書の説明会開催の件、④無料相談の広報看板設置の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上 平成24年9月13日（木）10時32分～11時55分開催

I 審議事項

- 1 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の策定の件

平成24年10月24日の日本橋税務署との定例連絡協議会の開催方法をはじめ、常会、研修会、懇親会の担当者の決定し承認可決した。
- 2 税を考える週間諸行事に関する件

税を考える週間の無料相談会を次のとおり承認可決した。

（開催日）平成24年11月12日（月）

（場 所）日本橋三越前・相談員10名
日本橋プラザ・相談員2名
- 3 新入会員説明会開催日時及び運営方法に関する件

平成24年11月16日（金）午後3時30分より開催することに承認可決した。
- 4 平成24年分確定申告無料相談の件

無料相談開催日を次のとおり承認可決した。

平成25年2月25日（月）～3月1日（金）

平成25年3月6日（水）～3月8日（金）
- 5 町内会入会の件

日本橋支部として日本橋東町会に入会することを承認可決した。

II 報告事項

- 1 租税教育（7/23）の件
- 2 八団体合同役員会（7/30）の件
- 3 日本橋税務懇話会（8/2）の件
- 4 登録調査（8/8,9/10）の件
- 5 税理士雑談室（8/9,9/12）の件
- 6 署との拡大定例連絡会（9/6）の件
- 7 平成24年度税務功労者都税事務所長感謝状贈呈候補者推薦の件
- 8 第一ブロック連絡協議会（10/16）の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成24年7月11日(水)16:00～18:00

テーマ：中小企業経営者と税制改正の実務～Q&A
方式による法人・個人税務の落とし穴と
対応～

講 師：税理士 宮森 俊樹氏

会 場：綿商会館5階

日 時：平成24年8月7日(火)13:30～16:30

テーマ：フローチャートと事例でわかる小規模宅
地の相続税の特例

講 師：日本橋支部会員 赤坂 光則氏

会 場：綿商会館6階

日 時：平成24年8月24日(金)14:00～17:00

テーマ：公益法人・一般法人の税務

講 師：公認会計士・税理士 中田 ちず子氏

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成24年9月5日(水)14:00～17:00

テーマ：組織再編税制・グループ法人税制

講 師：税理士 中村 慈美氏

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成24年9月7日(金)13:30～16:00

テーマ：事例に即した中小法人の解散・清算の実
務

講 師：税理士 齋藤 雅俊氏

会 場：財団法人日本教育会館一ツ橋ホール

※ 第一ブロック合同研修

《今後の予定》

日 時：平成24年10月24日(火)14:30～16:45

テーマ：所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及
び誤りやすい事項

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成24年10月26日(金)13:00～16:30

テーマ：中小企業の会計に関する基本要領(仮題)

講 師：品川 芳宣氏

会 場：マツダホール(マツダ八重洲通りビル)

※ 京橋支部主催

日 時：平成24年11月9日(金)13:00～16:00

テーマ：年末調整説明会

講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成24年11月27日(火)13:30～16:00

テーマ：ザ・税務調査～法人税・税務調査の業種別・
勘定科目別具体例～

講 師：税理士 牧野 義博氏

会 場：財団法人日本教育会館一ツ橋ホール

※ 第一ブロック合同研修

日 時：平成24年12月4日(火)時間未定

テーマ：税理士のための人事労務・債権問題セミ
ナー(仮題)

講 師：弁護士 高井 重憲氏

会 場：日本橋支部事務局

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：平成24年7月12日(木)17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成24年8月9日(木)17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成24年9月12日(水)17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成24年10月15日(月)17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成24年7月から9月までの野球部の活動に関し
てご報告致します。

7月13日 第一ブロック 1回戦

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	計
日本橋	3	1	1	4	3	—	—	12
麴 町	0	1	0	2	0	—	—	3

(投手)渡辺、(本塁打)阿部2本、(安打)14本、盗塁9

7月13日 第一ブロック 2回戦

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	計
神 田	0	0	1	0	0	0	0	1
日本橋	4	0	1	2	0	0	×	7

(投手)今井一塩谷、(本塁打)塩谷、(安打)10、(盗塁)7

8月2日第一ブロック 3回戦

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	計
日本橋	2	0	4	1	4	4	—	15
京 橋	0	0	0	0	0	0	—	0

(投手)塩谷、(本塁打)阿部、(安打)15本、(盗塁)6

8月2日 第一ブロック4回戦

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	計
日本橋	2	2	0	0	0	0	0	4
芝	0	0	1	1	2	0	1	5

(投手)今井、(本塁打)無、(安打)4、(盗塁)4

9月6日 秋季本大会 2回戦 ジャンケン勝ち(1回戦不戦勝)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	計
麴町	2	4	0	0	—	—	—	6
日本橋	1	2	2	1	—	—	—	6

(投手)今井一渡辺、(本塁打)無、(安打)4、(盗塁)4

・本大会では抽選の結果、試合巧者が揃う麴町支部戦に挑みました。1回戦不戦勝の日本橋とは対称的に、午前中に1試合勝利して波に乗った麴町支部は立ち上がりからゲームの主導権を奪い、日本橋にとっては早々に得点を許し苦しい立ち上がりとなりました。一度は6対1までリードされますが、投手交代で流れを断ち切り、毎回得点を重ね最終回までに一点差まで追い詰めますが、時間制限も迫り、二死まで逆に追い詰められてしまいます。ここで打撃好調の塩谷選手の起死回生、同点ホームランで追いつき、昨年の秋と同様に麴町支部とのジャンケン勝負へ。今回は前回のジャンケン戦の雪辱を果たし3回戦へ進出しました。

9月13日 秋季本大会 3回戦

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	計
日本橋	0	1	1	1	—	—	—	3
練馬東	1	1	0	0	—	—	—	2

(投手)今井、(本塁打)無、(安打)3、(盗塁)5

・3回戦は速球派の森山投手を擁する練馬東戦。日本橋の今井投手が粘りの投球で2点に抑え、先制を許すも得点を重ね追い付きます。最終回櫻井選手の2塁打から相手守備陣の隙を突く得点を挙げ、逆転勝利しました。

9月13日 秋季本大会 4回戦

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	計
渋谷	1	2	0	1	1	—	—	5
日本橋	0	0	0	0	0	—	—	0

(投手)渡辺、(本塁打)無、(安打)7、(盗塁)0

・続く4回戦では、先発投手が試合の流れを作る事が出来ず、攻撃でも渋谷支部の坂井投手を打ちあぐね、初回の相手捕手の補殺により日本橋の長所の走る野球が影を潜め、最終回に抑えの好投手の山本選手からチャンスを作るも得点の好機であと一本のヒットが中々出ず、3大会連続でベスト8止まりとなりました。ゲーム終了後に選手同士が話し合いを行い、試合での反省と今後の練習への取り組みについて各自が一人ずつ意見を述べ合い

ました。そして、常に先制を許してしまった試合展開、合宿から取り組んだ新しいポジションへの対応、エンドランなど攻撃パターンの確立、投手陣の底上げ等が明確な課題として挙げられ、共通の認識を持ち今後の練習に取り組む事を誓いました。

上記の他、8月25日、26日の二日間で猿ヶ京強化合宿（群馬県）を行い、9月1日に江戸川北支部との練習試合に勝利しました。

9月末時点で本年度の通算成績は11勝4敗となりました。

ところで、9月30日には、家族会が開催され、約30名程の会員と家族が横浜スタジアムでの野球観戦と横浜大飯店（中華街）での食事会に参加頂き、家族を交えた会員相互の懇親を深めました。

今後の活動につきましては、3年連続の優勝が掛ったブロックリーグ最終戦の対麻布支部戦・シニア野球大会（10月12日：神宮）、パワーズ杯（11月13日：神宮）、納会（12月2、3日：場所未定）などを予定しております。

今後とも日本橋支部野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

〈テニス部〉

7月23日（月）

品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで練習会を行いました。参加者は9名。いつものように基本練習と実践を踏まえた練習を行いました。今回は参加者が少し多かったことから、後半は1ゲームごとにポジションを入れ替えスピードのある実践的な練習を行いました。

8月21日（火）

品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで練習会を行いました。参加者は6名。ストローク練習から行い、ボレー、サーブと基本に忠実な練習を行いました。後半は試合を意識した実践的な練習を行いました。

9月28日（金）

品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで練習会を行いました。参加者は5名。秋季大会に向けてフォーメーションを中心に練習を行いました。雁行陣を基本としてのラリーとボレー、アプローチショット、サービスダッシュ等。後半は、前半の練習を基に試合形式の練習をしました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練

習会を行っております。練習内容はプロの松岡伴育コーチ指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は、是非支部事務局までご連絡下さい。

【今後の大会予定】

支部対抗戦：11月7日(月) 予備日：11月13日(木)
〈ゴルフ部〉

平成24年9月4日（火）に第284回T.N.G.会を泉カントリー倶楽部（EAST→WEST）にて開催しました。24名の参加者でした。猛暑の中ではありますが、好スコア続出の大会でした。次回は、10月に紫カントリーすみれコース 11月に常陽カントリークラブにて開催されます。

（成績）

	氏 名	グロス	ハンディ	ネット
優 勝	江間 政芳	91	27	64
二 位	森田 幸一	84	17	67
三 位	須佐 正秀	86	18	68
ベストグロス賞	森 一郎	74	E39・W35	

〈歌舞音曲(カラオケ)同好会〉

第27回カラオケ発表会が10月20日（土）に神田エッサムこだまホールにおいて、例年どおり賑やかに開催されました。会員の歌唱は勿論、支部会員の岩本忠司会員のお孫さんで、東京学芸大学でクラシックサクスを学んでいらっしゃる中島諒さんをはじめとする東京学芸大学サクス・クアルテット（4人組）のすばらしい演奏と、春風亭柳橋師匠の楽しい落語、鏡味味千代さんの華やかな太神楽を堪能していただきました。応援いただいた皆さん大変有難うございました。（最終頁に写真掲載）

出演者と発表曲は以下のとおりです。

（出演順、敬称略）

1. 野田 一夫 壊れかけのRadio
2. 豊臣 茂 日本橋から
3. 坂村 武春 千曲川
4. 佐野 典子 大阪ラブソディ
5. 佐藤 宗石 ふるさとのなしをしよう
6. 佐藤 嘉光 百年坂
7. 佐藤 廣子 愛の賛歌
8. 湯ノ上光昭 八甲田
9. 中武 昭夫 戦場の恋
10. 佐々木則司 今はもうだれも
11. 新沼勝三郎 日本よいとこお祭り音頭
12. 板橋 則雄 流星カシオペア
13. 鈴木 毅 南部蟬しぐれ
14. 中島 美和 時間よとまれ
15. 久野 二実 六本木心中
16. 河原 邦文 男酔い
17. 福本 光男 青い瞳のステラ1962年夏
18. 大澤 昭人 そして神戸
19. 若狭 茂雄 おしろい花
20. 藤山 清春 夜明けの風

カラオケ部は毎月、甘酒横丁そばの、個人所有のカラオケボックスをお借りして月例会を開催しています。新規加入者大歓迎です。

〔組織部〕

支部会員の入会、転入、転出、退会、支部内移転の確認作業を行い、8月31日現在の会員をもとに、日本橋支部緊急連絡網の改訂を行っています。

〔綱紀監察部〕

支部と署との綱紀監察連絡協議会が開催されました。

〔日 時〕 平成24年9月11日(火) 午前10時より

〔場 所〕 日本橋支部事務局

〔出席者〕 日本橋税務署より久世総務課長、

税務署からのお知らせ

「贈与税の申告をe-Taxで！！」

国税庁では、納税者の利便性の向上と事務の効率化を図るため、平成24年分から贈与税の申告にe-Taxを導入することとしています。贈与税の申告書及び各種届出書等を「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Taxで送信するこ

とが可能となります。

税理士事務所等からインターネットを利用した「贈与税の申告・納税」をお願いします。

※平成24年分の「確定申告書等作成コーナー」

は、国税庁ホームページに平成25年1月上旬に公開予定です。

高野総務課長補佐

東京国税局より柄川税理士専門官

支部より高木、佐藤、鳴海

〔議 題〕にせ税理士の実態及びその予防対策等

〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、昨年2月から支部において無料税務相談を開設しました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

(実 施 日)	(会 場)	(担当税理士)
7月11日(水)	法人会事務局	伊藤 孝
7月25日(水)	〃	河野 拓
8月29日(水)	〃	津村 玲
9月12日(水)	〃	野村 幸広
9月26日(水)	〃	畑 芳広

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

(実 施 日)	(会 場)	(担当税理士)
7月3日(火)	中小企業相談センター	佐野 典子
7月24日(火)	〃	佐野 典子
8月14日(火)	〃	畑 芳広
9月4日(火)	〃	二瓶 正之
9月25日(火)	〃	野本 徳治

○商工会議所中央支部からの依頼分

(実 施 日)	(会 場)	(担当税理士)
9月19日(水)	中央区京橋プラザ	藤田 健史

《支部無料税務相談》

(実 施 日)	(会 場)	(担当税理士)
7月11日(水)	支部事務局会議室	宮原 裕徳
8月8日(水)	〃	湯本 康弘
9月12日(水)	〃	鈴木 久衛

上記のほか、新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を次の会員にお願いしております（日本橋税務署依頼分）。

赤坂光則、岩川由美子、河野 拓、佐野典子、林 孝子、久野二実、松本 悦子

〔法対策委員会〕

東京会からの諮問事項、平成26年税制改正及び税務行政に関する意見について、日本橋支部の意見を取りまとめ、平成24年9月27日に提出した。

〔情報システム委員会〕

新電子証明書ICカードの取得はされましたでしょうか。

7、8月に当支部で行った新ICカード研修には256人の会員の出席がありました。新ICカードの取得をし、内容確認についてご不明な点がありましたら、支部事務局にて確認ができます。

6月に電子申告のアンケートを実施しました。回答は約290通あり、貴重な意見を頂きました。当委員会で取りまとめ（匿名です）、9月に日本橋税務署の担当副署長にお渡ししました。

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は平成24年10月1日から**時間額850円**に改正されました。
※都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。

※一部の業種については別に定める特定（産業別）最低賃金が適用されます。

詳細は、東京労働局賃金課：TEL 03-3512-1614(直通)
又は最低賃金総合相談支援センター：TEL 03-3543-6326
までお問い合わせ下さい。

支部会員異動のお知らせ

平成24年 6月16日～
平成24年 9月15日

〈入会〉

6月27日 阿部 衣里 〒103-0013

日本橋人形町1-1-6

人形町ファーストビルB3階
税理士法人日本橋税経センター
電話 3662-7701

6月27日	かなもり 金森	たかし 隆	〒103-0013 日本橋人形町1-18-6 人形町鳥近ビル6階 電話 3663-3611	8月23日	たかはし 高橋	たつみ 龍美	〒103-0013 日本橋人形町2-2-8 グレース5ビル5階 電話 090-5442-0253
6月27日	ないとう 内藤	たいいち 泰一	〒103-0022 日本橋室町1-9-4 井上第三ビル6階	8月23日	たけだ 竹田	おさむ 修	〒103-0016 日本橋小網町18-20 ヴェラハイツ日本橋406号 電話 090-1694-4550
6月27日	はまだ 浜田	じゅんこ 純子	〒103-0028 八重洲1-7-20 八重洲口会館8階 税理士法人東京総合会計 電話 5299-6181	8月23日	なかの 中野	まさひろ 晶博	〒103-0006 日本橋富沢町10-19 エクメーネ日本橋1104号 電話 6661-7535
6月27日	やたべ 谷田部	みゆき 幸	〒103-0012 日本橋堀留町2-6-2 パークハビオ人形町1103 電話 3662-0160	8月23日	はせがわ 長谷川	まさかず 正和	〒103-0026 日本橋兜町17-1 日本橋ロイヤルプラザ707号 電話 047-407-1357
7月25日	なかね 中根	ひろたか 弘隆	〒103-0022 日本橋室町3-1-8 税理士法人協和会計事務所 電話 3241-4978	9月4日	すずき 鈴木	ひであき 秀明	(北海道会より) 〒103-0012 日本橋堀留町1-5-7 YOUビル9階B 電話 5614-0522
7月25日	むろい 室井	じゅん 純	〒103-0022 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 AGS税理士法人 電話 6803-6720	〈転入〉			(麹町支部より) 6月26日
8月23日	あんどう 安藤	たかお 孝夫	〒103-0001 日本橋小伝馬町7-13 ストリアビル3階 電話 3808-0430	6月26日	おかむら 岡村	あきこ 亜紀子	〒103-0025 日本橋茅場町2-2-2 ラポール茅場町三恵ビル203 電話 070-5580-6070
8月23日	えんや 塩谷	まさお 正夫	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-17-2 ライオンズマンション日本橋205号 電話 5623-3616	6月29日	いかわ 岩川	たつや 辰也	(渋谷支部より) 〒103-0011 日本橋大伝馬町13-15 エースビル2F 電話 3664-1266
8月23日	くしやま 櫛山	としあき 俊明	〒103-0013 日本橋人形町1-18-6 鳥近ビル6階 電話 6661-9693	6月29日	はしもと 橋本	ともき 友樹	(麹町支部より) 〒103-0026 日本橋兜町9-5-613 電話 5623-9153
8月23日	こまつ 小松	みつよし 満義	〒103-0025 日本橋茅場町2-5-2-1107 電話 090-9526-1378	8月27日	いとう 伊藤	ひさし 恒	(京橋支部より) 〒103-0022 日本橋室町4-1-16 室町ミクニビル8階 アルファー総合税理士法人 電話 3273-7878
8月23日	しみず 清水	とおる 徹	〒103-0001 日本橋小伝馬町16-5 新日本橋長岡ビル8階B 電話 3663-3055	8月27日	なるせ 成瀬	とおる 徹	(京橋支部より) 同 上

(京橋支部より)
8月27日 渡辺 邦厚 同 上
(京橋支部より)
8月27日 渡辺 泰 同 上
(渋谷支部より)
9月1日 糟谷 吉明 〒103-0013
日本橋人形町2-14-13
タカオビル6階
電話 6661-6868

〈法人転入〉

(京橋支部より)
7月17日 アルファー税理士法人
〒103-0022
日本橋室町4-1-16
室町ミクニビル8階
電話 3273-7878

〈事務所住所変更〉

森井泉勝人 〒103-0013
日本橋人形町3-1-2
スタジオ・スクエア人形町801号
栗城 慎一 〒103-0013
日本橋人形町3-11-7
山西ビル7階
小林 章人 同 上
豊臣 茂 同 上
佐藤 宗石 〒103-0014
日本橋蛸殻町1-38-16-304号
植田 寿敏 〒103-0005
日本橋久松町9-13
日本橋久松町堀ビル8階
小林 重樹 〒103-0013
日本橋人形町2-20-7
日本橋COSMOⅢビル3階
小池 修 〒103-0023
日本橋本町2-3-15
共同ビル(新本町)

〈転出〉

河村 浩靖 荻窪支部へ
立野 瑠香 京橋支部へ
安藤 倫子 品川支部へ
神田 千鶴 荻窪支部へ
根本 俊一 神田支部へ
八木 裕男 麹町支部へ
浅野淳一郎 神田支部へ

鈴木 祥彦 江東東支部へ
佐藤 寿聡 浅草支部へ
田中 義國 豊島支部へ
田村 和男 葛飾支部へ
中野 孝昭 芝支部へ
與野木 恵子 葛飾支部へ
佐藤 利男 神田支部へ
神谷 謙 神田支部へ

〈法人会員転出〉

税理士法人 佐藤会計 神田支部へ

〈退会〉

大崎 泰寛 業務廃止
中野 正人 千葉県会へ
横井由起子 東京地方会へ
中西 茂廣 関東信越会へ
中山千代子 業務廃止
柳澤 俊輔 業務廃止
為我井麻理 近畿会へ
齊藤 大介 東京地方会へ
池田 奈央 東京地方会へ
深井 一弘 東京地方会へ
丸山 清志 東京地方会へ

〈法人会員退会〉

税理士法人総合税務会計 日本橋事務所 廃止

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

竹田 英主 昭和40年11月10日生まれ 46歳
平成24年 8月24日死 亡

編 集 後 記

山中教授のノーベル賞受賞というニュースに久しぶりに日本中が沸き立った。細胞の初期化遺伝子の特定という内容に新鮮な驚きと感動、日本人にとって誇らしい明るいニュースであった。その後「iPS虚言男」が出現した。元T大助教授、T大病院の特任研究員という経歴にビックリ。過去、同人はN、M、Aという大新聞にも度々登場していたというから二度ビックリ。情報の選択の難しさについて考えさせられた。(KI)

〈編集委員〉 高橋美津子 小畑孝雄 家崎克夫
小出純江 櫻井和儀 梅田文江 鈴木 寛

中央都税事務所からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、11月30日（金）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

- ① 金融機関※1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口 ② 口座振替※2
③ コンビニエンスストア※3
④ 金融機関※1・郵便局の  (ペイジー)対応ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※4

※1 ○ 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 ○ お申込方法等の詳細は、東京都主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-5912-7520）へお問い合わせください。

※3 ○ 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限り、

○ 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。納付書の裏面をご確認ください。

※4 ○ (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書に限ります。

○ 領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。

なお、ペイジーで納付した場合、「都税納税確認書」を発行しています。ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。

○ 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○ システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】 所管都税事務所の個人事業税係

**耐震化のための建替え又は改修を行った住宅
に係る固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)**

＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成27年12月31日までの間に、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成27年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり 120 m²の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事完了後3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が存在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

**省エネ(熱損失防止)改修又はバリアフリー改修をした住宅
に係る固定資産税が減額されます**

＜省工ネ（熱損失防止）改修＞

減額対象

平成 20 年 1 月 1 日以前からある住宅で、平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、人の居住の用に供する部分（賃貸部分を除く。）において、一定の要件を満たす省エネ（熱損失防止）改修工事を行った住宅

減額の年度と額

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり 120 m²の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます（賃貸部分は、減額の対象にはなりません。）

＜バリアフリー改修＞

減額対象

平成 19 年 1 月 1 日以前からある住宅で、65 歳以上の方等が居住する住宅について、平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、人の居住の用に供する部分（賃貸部分を除く。）において、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った住宅

減額の年度と額

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅
1戸あたり 100㎡の床面積相当分までの固定資産税
額の 3 分の 1 が減額されます（賃貸部分は、減額の
対象にはなりません。）

減額を受けるためには、改修工事完了後3ヶ月以内に申告が必要です。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

なお、23 区外で改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせ下さい。

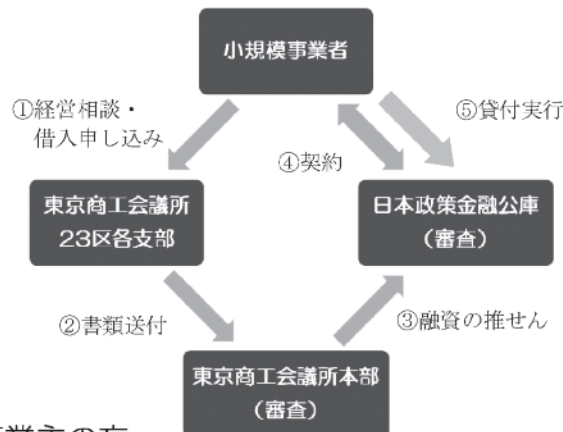
中央都税事務所 03-3553-2151 (代表)

小規模事業者向け融資制度

マル経融資のご案内

無担保、無保証人、低利の国の融資制度・・・マル経融資の特色

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる国（日本政策金融公庫）の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・アルバイトを除く従業員 20 名以下（商業・サービス業は 5 名以下）の法人・個人事業主の方
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している方

融資限度額

1,500万円

返済期間

運転資金 7 年以内
設備資金 10 年以内

担保・保証人

不要（信用保証協会の保証も不要）

融資利率

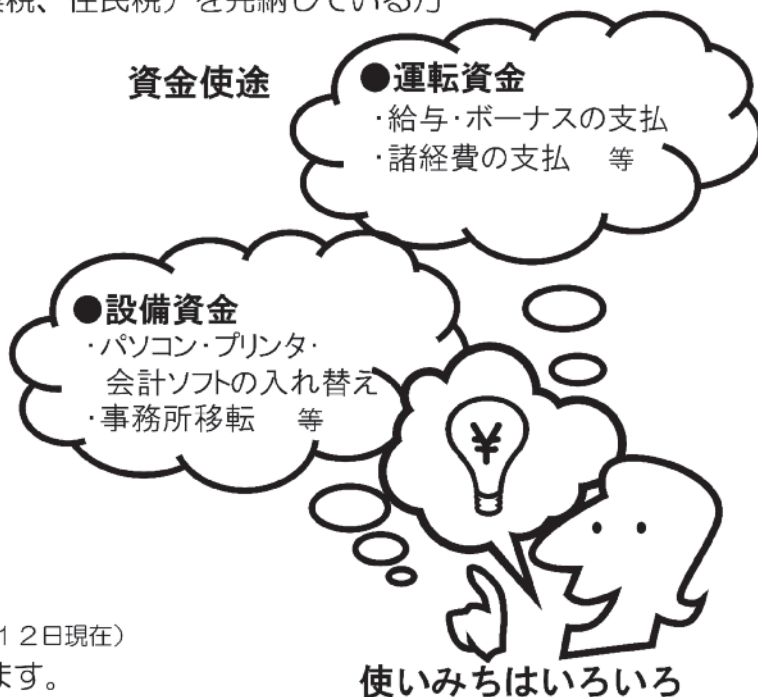
年 1.75%（平成 24 年 9 月 12 日現在）
中央区は利子補助制度があります。
（支払利子 30%、最長 3 年間の補助）

（注）審査の結果、ご希望に添えないこともあります。
※融資限度額・返済期間の取り扱いは、平成 25 年 3 月 31 日まで（日本政策金融公庫受付分）となります。
※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811

資金使途



経営に関するお悩み承ります
弁護士による無料法律相談
毎月第 3 火曜日 午後 1 時～4 時
要予約・電話にてご予約ください

- 協会けんぽ(旧：政府管掌健康保険組合)にご加入の皆さん
- 社会保険に加入していない事業所の皆さん

『TAAけんぽ』は こんなにお得です!

常勤の従業員が2名以上で加入できます。

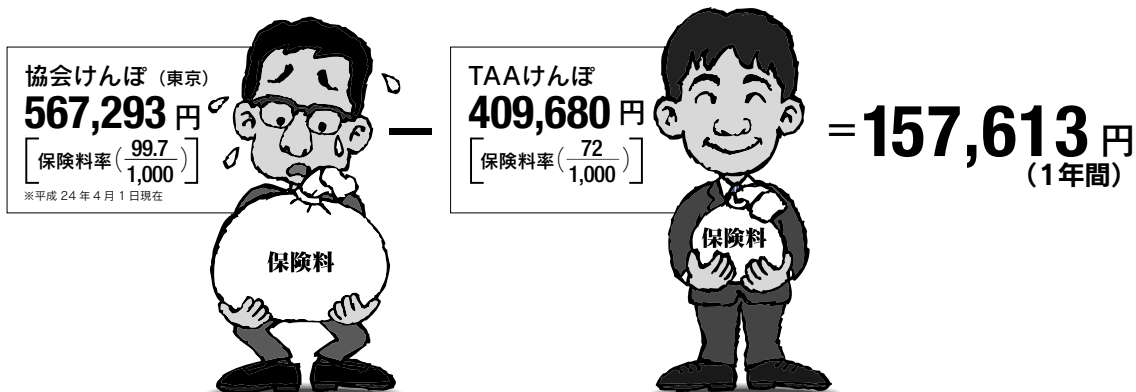
『TAAけんぽ』は
「協会けんぽ」に比べて
低い保険料率なので

1人年間で 157,613円も お得です。

すでに加入されている事業所の方にも喜ばれています。

保険料を比べてみれば…

- 標準報酬月額 41 万円、年間賞与額 77 万円の場合



税務会計監査事務所
健康保険組合 ☎ **03-3232-5541** (代)
(略称：TAAけんぽ)

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-12-11

<http://www.taakenpo.or.jp>

関与先にも
おすすめ下さい！

国がつくった従業員のための退職金制度

中小企業退職金共済制度

(中退共)

制度の特色

国が掛金の一部を助成 (同居の親族のみを雇用する事業所は対象外)

- 1) 新規加入の場合: 掛金月額 $\frac{1}{2}$ (従業員ごと上限5,000円) を加入後4ヶ月目から1年間事業主に助成
- 2) 掛金月額を増額した場合: 18,000円以下の掛金月額を増額した場合、増額分の $\frac{1}{3}$ を1年間助成
※過去に20,000円以上の掛金月額を納付したことがある場合は助成対象となりません。

掛金月額の選択

掛金月額は5,000円～30,000円までの間(16種類)で、従業員の年齢や勤続年数などに応じて自由に選べます。

掛金月額(16種類)	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
	9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
	16,000円	18,000円	20,000円	22,000円
	24,000円	26,000円	28,000円	30,000円

パートタイマーには特例掛金月額

パートタイマー(短時間労働者)には、上記16種類の掛金月額の他に3種類(2,000円、3,000円、4,000円)の特例掛金月額も選択できます。

掛金は非課税

掛金は、法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税です。

簡単な管理

従業員ごとの納付状況や現在の退職金試算額を年1回事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。

通算制度でまとまった退職金

加入前の勤務期間(過去勤務期間)の通算制度と、転職した場合の通算制度があります。

優秀な人材の安定確保と定着化を応援！

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL.03(5363)2011(代)

秋季東京税理士会
野球大会ベスト8

▶盗塁



▲麹町戦の勝利に喜ぶ選手



▲渋谷戦敗戦の反省会



◀(10月12日)
シニアリーグ



◀秋季テニス大会

▲電子申告ICカード新機種移行説明会



第27回
平成24年10月20日

カ ラ オ ケ 発 表 会



▲板橋カラオケ部長



▲藤山支部長挨拶



◀中島
総司会



◀松崎
司会者



▲ゲスト
春風亭柳橋師匠



▲ゲスト 芸術大学有志サックス・クアルテット



▲ゲスト
大神楽 鏡味味千代さん

